

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第106号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1その他の世帯の項中「10,000」を「10,100」に、

「

11,900	5,300	10,100	5,100
13,200	6,300	11,900	6,000
14,800	6,300	13,000	6,300
15,200	6,300	13,700	6,300
15,500	6,300	14,100	6,300
17,400	7,600	15,800	7,600
17,400	7,600	16,800	7,600
17,400	7,600	17,200	7,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
20,800	10,400	17,400	8,700

を

」

「

10,100	5,000	10,100	5,000
10,100	5,000	10,100	5,000
16,600	6,600	14,000	6,600
17,200	6,600	15,000	6,600
17,700	6,600	15,600	6,600
20,500	8,600	18,200	8,600
20,500	8,600	19,600	8,600
20,500	8,600	20,200	8,600

に改める。

20,500	10,200	20,200	10,100
20,500	10,200	20,200	10,100
20,500	10,200	20,200	10,100
25,700	12,800	21,200	10,600

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に幼稚園に入園した者におけるこの規則による改正後の京都市立学校保育料等徴収条例施行規則別表第1（以下「別表第1」という。）の規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に幼稚園に入園した者 別表第1その他の世帯の項中「9,100」とあるのは「9,000」と、

「

14,000	6,600
15,000	6,600
15,600	6,600
18,200	8,600
19,600	8,600
20,200	8,600
20,200	10,100
20,200	10,100
20,200	10,100
21,200	10,600

とあるのは

「

12,000	5,900
12,300	5,900
12,500	5,900
13,400	6,500
13,900	6,500
14,100	6,500
14,100	7,000
14,100	7,000
14,100	7,000
14,100	7,000

とする。

」

」

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に幼稚園に入園した者 別表第1その他の世帯の項中

14,000	6,600
15,000	6,600
15,600	6,600
18,200	8,600
19,600	8,600
20,200	8,600
20,200	10,100
20,200	10,100
20,200	10,100
21,200	10,600

とあるのは,

13,000	6,300
13,700	6,300
14,100	6,300
15,800	7,600
16,800	7,600
17,200	7,600
17,200	8,600
17,200	8,600
17,200	8,600
17,400	8,700

とする。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)